

2020年8月5日策定
2021年3月1日変更
2021年9月1日変更
2021年10月4日変更
2022年3月7日変更

広島修道大学
学長 三上 貴教
(緊急対策本部長)

「広島修道大学における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」

広島修道大学では、学生、教職員の健康と安全を守るため感染防止に配慮しながら、教育研究を継続するために、2020年度に「広島修道大学における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」を策定しています。

標記ガイドラインへのご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

1. 基本事項

- (1) 大学構内はマスクを着用してください。
※ 熱中症などの健康被害が発生する恐れが考えられる場合は、屋外で互いに十分な距離（少なくとも2m以上）を保ったうえ、マスクを外すことが可能です。
- (2) 通勤・通学で公共交通機関を利用する場合は、マスクを着用のうえ、会話は控えてください。
- (3) 毎朝の検温を習慣づけ、「体調管理表」・「行動管理表」に記録のうえ、入構の際には同表を携行するようにしてください。
※ 「体調管理表」・「行動管理表」は下記リンク先ページからダウンロードして使用してください。
<https://www.shudo-u.ac.jp/news/20201204taicho.html>
- (4) 下記に該当する場合は、大学への入構を禁止とします。下記連絡先へ連絡してください。
 - ①海外から帰国後原則7日間
 - ②罹患した場合（新型コロナウイルス感染症と診断された場合）
 - ③濃厚接触者となった場合、罹患者と最終接触した日から7日間
 - ④濃厚接触者となった可能性がある場合
 - ⑤罹患が疑われる場合（風邪や発熱、呼吸器症状、嗅覚・味覚障害がある場合）<連絡先> 学生：学生センター（082-830-1117）
教職員：人事課（082-830-1105）
- (5) 「新しい生活様式」の積極的な実践と自身の健康管理に留意し、「3密」を回避してください。
- (6) 流水とハンドソープを用いた正しい手洗いに努め、手洗いができない場合は手指消毒を行ってください。

※ 各自でハンカチを持参してください。お手拭きや拭き布等を持参することも推奨します。

- (7) エレベーターの利用は、体の不自由な方や妊娠している方等の利用を優先のうえ、利用の際は密にならないようにしてください。

2. 授業運営

- (1) 授業中は必ずマスクを着用してください。

マスクは感染予防効果の観点から、不織布マスクの着用を推奨します。

※ マスクが汚染し予備持参がない場合は、教学センターに相談してください。

- (2) 教室では、密集を避け、座席が指定されている場合は、それに従って着席してください。
- (3) 授業の前後で、手洗い又は手指消毒を励行してください。
- (4) 教室は可能な限り常時換気に努め、冷暖房時期でも積極的に2方向の窓（入口）の開放による自然換気を行ってください。（30分に1回以上、数分程度）

3. 施設・設備等の利用

- (1) 各施設・部局等においては、必要に応じて入館・入室制限を行います。
- (2) 各施設、部局等の待機列は、人と人との間隔を空けるようにしてください。
- (3) 図書館など、各施設で感染拡大予防のための利用ガイドライン等が設けられている場合には、本ガイドラインのほか、各ガイドラインに従ってそれぞれの施設を利用してください。
- (4) 複数人で共用する実験や実技の器具は、利用者において使用前に適宜消毒を行ってください。

4. 食堂・購買等の利用

- (1) 混雑時は入場制限を実施します。
- (2) 入口に消毒液を配置しています。入店時には各自で手洗い又は手指消毒を行ってください。
- (3) レジ等に並ぶ場合は、人と人との間隔を空けるようにしてください。
- (4) 座席には、飛沫防止パーテーションを設置しています。また、一定の距離を保って着席するよう、着席不可とする座席を設けていますので、掲示に従って着席してください。
- (5) 利用中は会話を控えるとともに、食事等が終了次第速やかに退店し、滞留時間を短くするよう努めてください。
- (6) 従業員や出入り業者においても発熱や風邪症状がないことを確認する等、衛生面や健康面の管理を徹底します。
- (7) 昼食時の混雑緩和措置として、弁当販売の拡充と、昼食場所として教室利用を許可します。なお、混雑緩和のため昼食の持参を推奨します。
- ※ 教室においても、昼食利用の際は対面着席及び隣席への着席とならないよう間隔を空け、会話を控えてください。

5. 大学として実施する対策

本学では、感染症拡大予防のために以下の対策を講じています。

- (1) 主要講義室の入口等へ消毒液等を配置しています。
- (2) トイレにはハンドソープを配置しています。また、ハンドドライヤーは使用を停止しています。
- (3) 事務室、施設等において、入退構（室）時刻等の記録を行っています。
- (4) 除菌・抗菌効果が確認されている薬品類を使用して、講義室等（机、ドアノブ等）の定期的な清掃・消毒を行っています。
- (5) 窓口等の人と人との対面が想定される場所には、アクリル板や透明ビニールカーテン等を取り付け、飛沫感染防止の対策をとっています。
- (6) 非接触体温計を窓口等に配備し、必要に応じて検温できる体制をとっています。
- (7) 窓や出入り口の開放など、建物内の換気を確保しています。

6. 本学学生・教職員に感染者が発生した際の公表に関して

本学学生・教職員の人権並びに個人情報保護配慮の観点から、個別の公表は行わず、学内構成員への注意喚起と感染対策の徹底を目的とした、月単位の感染者数集計について公表いたします。ただし、感染者が発生した際、濃厚接触者の特定ができないなど、感染拡大防止の観点から広く注意喚起する必要がある場合には、人権並びに個人情報保護に十分な配慮をした上で、公表する場合があります。

7. その他

- (1) 日常においても「新しい生活様式」を実践し、手洗い、マスク着用等の咳エチケットおよび「3密」を発生させないように、「3密」が発生しやすい場や活動などに参加しないよう注意してください。また、感染リスクが高まる「5つの場面」にも気をつけてください。
- (2) 居住地域を越えての不要不急の移動の自粛をお願いします。とりわけ、「感染リスクの高い地域※」との往来は控えてください。
※「感染リスクの高い地域」：緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施されている地域
- (3) 本ガイドラインは今後、変更する場合があります。

以 上